

お知らせ 進めよう「住まいの耐震化」

ひょうご住まいの耐震化促進事業のご案内

都市計画課 ☎ 43-5227

住宅耐震化補助

- 1. 住宅耐震改修計画策定費補助金  
耐震診断・耐震改修計画策定に要する費用
- 2. 住宅耐震改修工事費補助金  
耐力壁の設置、屋根の軽量化、基礎や床面の補強、耐震改修を行う部屋の内装工事に要する費用

部分型耐震化補助

- 1. 簡易耐震改修工事費補助  
耐震性能を改善するための耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事に要する費用
- 2. シェルター型工事費補助  
対象住宅への県が認める耐震シェルターの設置に要する費用
- 3. 屋根軽量化工事費補助  
対象住宅の屋根を軽量化する工事に要する費用

- 住宅建替補助（※平成30年度募集予定戸数7件）  
対象住宅の現地建替えに要する費用

- 防災ベッド等設置助成  
対象住宅への防災ベッド等の設置に要する費用

※各補助内容の詳細については都市計画課までお問い合わせください

阪神・淡路大震災では、家屋の倒壊・家具の転倒などにより多くの尊い命が奪われました。大きな被害を受けた建物のほとんどは、昭和56年5月以前に建築された木造住宅でした。いつ大きな地震が起きても大丈夫なように、耐震改修して住宅を補強しておくことが大切です。まずは、下の「簡易耐震診断」をお申込みください。

◆簡易耐震診断（無料）

都市計画課にお申込みいただくと、後日、診断員を派遣します。  
※対象住宅は昭和56年5月以前に着工した住宅

「危険」「やや危険」と診断されたら

「住まいの耐震化」を検討！

「次に何をしたら良いの？」については、簡易耐震診断を実施した診断員がお答えします。左の様々な補助メニューをご活用ください。

お知らせ 国民年金保険料の納付方法

石年金事務所 ☎ 078-912-4980

◆口座振替（割引率が一番大きい納付方法）  
口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。  
口座振替は現金納付よりも割引額が大きい6か月前納・1年前納・2年前納や、月々50円割引となる早割制度が用意されています。  
口座振替をご希望の人は、「口座振替申出書」（金融機関・市役所市民課備付・インターネットでダウンロード）に必要な事項を記入し、金融機関への届け出印を押印し、預金口座をお持ちの金融機関（郵便局含む）の窓口、または、年金事務所（郵送可）へ提出してください。  
▽早割制度 本来の納付期限（翌月末）よりも1か月早く口座振替する方法  
※平成30年度の保険料を口座振替で前納する場合は今月中にお申込みください

◆金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口での納付  
日本年金機構からお送りしている納付書を使って、各窓口で納めていただく方法です。平成29年4月から、現金納付についても2年前納をご利用いただけるようになり、2年前納をご希望の人は、申出書の提出が必要ですので、事前に最寄りの年金事務所までご連絡ください。



お知らせ 国民年金保険料の後納制度

石年金事務所 ☎ 078-912-4980

後納制度とは、時効で納めることができなかつた国民年金保険料について、平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度です。  
後納制度を利用することで、年金額を増やすことや、納付した期間が不足して年金を受給できなかつた人が年金受給資格を得られる場合があります。  
従来、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間と資格免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、平成29年8月からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。そのため、後納制度を利用し不足している保険料を納めることにより、年金の受給ができなかつた人が受給資格を得られる可能性があります。

- ◆後納制度の対象者  
① 20歳以上60歳未満の人で、5年以内に納め忘れの期間（納付・免除以外）や未加入期間がある人  
② 60歳以上65歳未満の人で、上記①の期間のほかに任意加入中に納め忘れの期間がある人  
③ 65歳以上の人で、老齢基礎年金の受給資格がなく任意加入中の人など  
※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている人は申込みできません
- ◆お問合せ先  
岡ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004  
▽受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後7時、第2土曜日 午前9時～午後5時  
石年金事務所 ☎ 078-912-4980  
▽受付時間 月曜日～金曜日 30分～午後7時、火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分、第2土曜日 午前9時30分～午後4時  
※祝日（第2土曜日を除く）はご利用いただけません



お知らせ 地域おこし協力隊の活動報告会

ふるさと創生課 ☎ 43-5205

南あわじ市では、平成24年度から地域おこし協力隊制度を開始。現在13人の隊員が、移住者目線を生かした新たなイベントの企画、沼島総合観光案内所の運営、特産品のPRや販路拡大、移住者の受け入れ支援など、様々な活動を行っています。  
隊員の活動は広報紙の最終ページでもお知らせしていますが、このたびは13人の隊員それぞれが今年度の活動を発表する報告会を開催します。  
入退室は自由となっておりますので、お気軽に会場までお越しください。  
▽日時 2月17日（土）午後1時～4時  
▽場所 中央公民館1階 講義室  
▽内容 ①スライドショーを利用した活動報告 ②パネル展示による活動報告

お知らせ 農振除外の申し出を受付けます

農林振興課 ☎ 43-5223

農業振興地域整備計画は優良な農地を確保し、農業振興施策を計画的に実施するため、市が定める総合的な計画です。農用地区域内の農地は優良農地として保全することを目的としており、転用等による非農業的な利用を厳しく規制しています。  
しかし、緊急かつやむを得ない理由により農用地区域内の農地を転用する必要が生じた場合は、農用地区域から除外する農用地利用計画の変更（農振除外）を行う必要があります。（ただし、目的や農地の条件により、除外できない場合があります）  
農振除外の申し出について受付をしておりますので、お早めにご相談ください。  
▽受付期間 2月5日（月）～3月20日（火）  
※受付期間が変更になります